



2024年7月11日

お客様各位

神原汽船株式会社
定期コンテナ船部

ベトナム向け貨物 B/L 記載必須事項について(更新)

拝啓 貴社、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、ベトナム向け貨物 B/L 記載必須事項について、平成 30 年 12 月 13 日付で、
弊社より通知文をご案内しておりますが、下記の通り更新がございますのでご案内
申し上げます。
ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- ・対象 : ベトナム向け貨物
- ・運用開始 : 即日
- ・B/L 記載必須事項 : 1. Consignee・Notify Party 会社名/住所/連絡先/
納税者登録番号(TAX CODE)
※Consignee が To Order の場合は Notify Party 欄へ記載。
2. 貨物の具体的な品名・重量・HS CODE(最低 4 桁)の記載
※Description 欄へ記載
※総称ではなく、正確な品名を具体的に記載。
※記載の順序は問わない。

※上記 1~2 の記載がない場合、現地通関および貨物引き渡しの遅れや積戻しとなる
場合もございます。その際の費用は荷主様のご負担となりますのでご注意ください。

(本社定期コンテナ船部 : 084-987-1500 東京支店 : 03-3264-8805 阪神事務所 06-6443-1025)

以上